

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

工業技術総合センターの試験等のための新たな機器の導入および東北部工業技術センターの試験等のための機器の使用の廃止に伴い、工業技術総合センター使用料および東北部工業技術センター設備使用料の額の改定を行うため、滋賀県行政財産使用料条例（昭和 39 年滋賀県条例第 5 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 工業技術総合センター使用料の額の改定を行うこととします。（別表関係）

○使用料は機器 1 種類ごとに所要経費※を算定した上で、条例上、その最低額と最高額を規定しているところであるが、精密測定機器として非接触微細形状測定機、工作機器として高精細樹脂 3D プリンタ、試験・測定機器として分析機能付き走査型電子顕微鏡を導入することに伴い、使用料の規定を改正するもの。

※所要経費：人件費や減価償却費、光熱水費等の原価計算により算出した経費

[改正前] 精密測定機器	1 時間あたり最低	230 円	最高	2,530 円
工作機器	1 時間あたり最低	110 円	最高	5,540 円
試験・測定機器	1 時間あたり最低	100 円	最高	3,220 円
[改正後] 精密測定機器	1 時間あたり最低	230 円	最高	6,750 円
工作機器	1 時間あたり最低	110 円	最高	6,010 円
試験・測定機器	1 時間あたり最低	100 円	最高	3,750 円

(2) 東北部工業技術センター設備使用料の額の改定を行うこととします。（別表関係）

○使用料は機器 1 種類ごとに所要経費※を算定した上で、条例上、その最低額と最高額を規定しているところであるが、物性評価機器として動的粘弾性装置を廃止することに伴い、使用料の規定を改正するもの。

※所要経費：人件費や減価償却費、光熱水費等の原価計算により算出した経費

[改正前] 物性評価機器	1 時間あたり最低	360 円	最高	3,760 円
[改正後] 物性評価機器	1 時間あたり最低	360 円	最高	1,180 円

(3) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県行政財産使用料条例新旧対照表

旧			新		
本則・付則 省略			本則・付則 省略		
別表			別表		
1～3 省略			1～3 省略		
4 工業技術総合センター使用料			4 工業技術総合センター使用料		
(1) 省略			(1) 省略		
(2) 機械電子機器および機能材料機器使用料			(2) 機械電子機器および機能材料機器使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
省略			省略		
精密測定機器	同	最低 230 最高 <u>2,530</u>	精密測定機器	同	最低 230 最高 <u>6,750</u>
省略			省略		
工作機器	同	同 110 <u>5,540</u>	工作機器	同	同 110 <u>6,010</u>
省略			省略		
注 省略			注 省略		
(3) 窯業設備使用料			(3) 窯業設備使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
省略			省略		

試験・測定機器	同	同 100
		<u>3,220</u>
省略		
注 省略		
5 東北部工業技術センター設備使用料		
区分	単位	金額
省略		
物性評価機器	同	同 360
		<u>3,760</u>
省略		
注 省略		
6 省略		

試験・測定機器	同	同 100
		<u>3,750</u>
省略		
注 省略		
5 東北部工業技術センター設備使用料		
区分	単位	金額
省略		
物性評価機器	同	同 360
		<u>1,180</u>
省略		
注 省略		
6 省略		